

2007年3月 No.468

京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375

TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310

発行人 森 育 寿

http://www.kyoshakyo.or.jp



主な記事

1面…もえくさ

2面…特別企画／対談「低所得問題と地域福祉とは」

5面…障害者自立支援法についておもうこと⑥

6面…ぶらっとホーム 舞鶴市父子会 慶本喜成さん

8面…母子家庭等自立支援センター移転のご案内

舞鶴／赤れんが倉庫

もえくさ

◆格差社会をめぐる昨今の新聞・テレビの記事・座談・討論の中で政治家・評論家・学識者等がさうりと言いつつ論評・コメントの内に看過できない見解が吐露されており、そのことが頭に纏い付いて離れない。◆格差社会の論拠として生活保護率の上昇傾向が採り上げられた際に、決まったように「高齢者層での上昇が全体比率を高めているのであって、稼働階層でのそれは顕著でない。よって、保護率上昇のデータが国民生活における格差拡大やワーキングプア問題発生

の論拠にはならない。いつの時代にもそれなりの格差はあったではないか」との「反論・言い訳」が目立つ。◆格差社会・ワーキングプア問題を薄めるための理屈立てに、高齢者層の生保率上昇や生活差を持ち出しているのなかに今日の深刻な課題が内包されていることを気付いているのであろうか。◆我が国の国民生活を論ずるのに、人口比率の高い高齢者層のデータを除外して分析しなければならぬ必然性は何処を探しても見当たらない。世界で屈指の高齢社会に突入している我が国において、高齢者層で保護率が上昇しているという客観的事実そのものが、実は、格差社会における大きな全国的課題の一つなのである。また、非稼働状態になった高齢期での生活不安と格差拡大こそが放置できない社会不安の主要因なのである。◆このような社会状況に直面している中で、今、社会福祉が機能発揮することが期待され、その出番の時を迎えているのである。にもかかわらず、社会福祉の支援を求めようとした時に、社会福祉から遠ざけられる人々が生み出されてくるという逆立ちした傾向がみてとれる。加えて、「後退させた福祉水準が本来の福祉なのだ」との強弁さえ聞こえてくる。◆こうした時に、現時点で主権者としての国民がしっかりと見据えておかねばならない肝心な視点としては、「生活保護率の上昇が格差拡大の根拠とはならない。むしろ、生活保護の見直しが必要なのだ」という奇妙な論法を聞き流してはならないということである。そして、高齢者層での生活保護率の上昇は、そのこと自体が国民生活の格差拡大のもっとも確かな証左であるという認識を共有することであらう。



特別企画／対談

低所得問題と地域福祉とは

「生活保護の見直し」議論を考える

竹下義樹弁護士

昭和40年（中学3年）外傷性網膜剥離で失明する。点字での司法試験を実現させ、その最初の合格者となる。昭和59年京都弁護士会に登録。障害者問題・人権問題を課題とし、生活保護裁判などにも取り組む。本会理事。

【吉永】私の知っている学生に、「食費は月六千円（一日二百円）、足りない分はバイト先のコンビニの賞味期限切れ弁当で補う」という若者がいます。そうした生活水準で暮らす人が高齢者や中高年にも広がりつつあり、新聞やテレビでも貧困問題が取り

【吉永】「格差社会」という言葉が生まれるような時代背景の中、今、改めて低所得問題を地域福祉の課題としてどのようにとらえればよいのか。生活保護を巡っては、要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）が社会福祉協議会の貸付事業として導入されようとしています。専門家である竹下義樹弁護士と花園大学吉永純助教の対談から探ります。

【竹下】「格差社会」といっても、それは本人の責任と関係ないところか、今は「だれが貧困に陥ってもおかしくない社会」ではないかと思っています。

【吉永】「格差社会」という言葉とセットで語られやすいのが、「持てる人はそれだけ努力したから。持たざる人は努力しなかったから」という「自己責任論」ですが、いまや若者の二分の一が非正規雇用労働者という状況ですから、貧困は個人の問題ではありません。

【吉永】「格差社会」という言葉が生まれるような時代背景の中、今、改めて低所得問題を地域福祉の課題としてどのようにとらえればよいのか。生活保護を巡っては、要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）が社会福祉協議会の貸付事業として導入されようとしています。専門家である竹下義樹弁護士と花園大学吉永純助教の対談から探ります。

【吉永】「格差社会」という言葉とセットで語られやすいのが、「持てる人はそれだけ努力したから。持たざる人は努力しなかったから」という「自己責任論」ですが、いまや若者の二分の一が非正規雇用労働者という状況ですから、貧困は個人の問題ではありません。

【竹下】「格差社会」といっても、それは本人の責任と関係ないところか、今は「だれが貧困に陥ってもおかしくない社会」ではないかと思っています。

【吉永】「格差社会」という言葉が生まれるような時代背景の中、今、改めて低所得問題を地域福祉の課題としてどのようにとらえればよいのか。生活保護を巡っては、要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）が社会福祉協議会の貸付事業として導入されようとしています。専門家である竹下義樹弁護士と花園大学吉永純助教の対談から探ります。

【吉永】「格差社会」という言葉が生まれるような時代背景の中、今、改めて低所得問題を地域福祉の課題としてどのようにとらえればよいのか。生活保護を巡っては、要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）が社会福祉協議会の貸付事業として導入されようとしています。専門家である竹下義樹弁護士と花園大学吉永純助教の対談から探ります。

【吉永】「格差社会」という言葉が生まれるような時代背景の中、今、改めて低所得問題を地域福祉の課題としてどのようにとらえればよいのか。生活保護を巡っては、要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）が社会福祉協議会の貸付事業として導入されようとしています。専門家である竹下義樹弁護士と花園大学吉永純助教の対談から探ります。



(対談者プロフィール)

吉永純助教授

花園大学社会福祉学部助教授、担当科目は公的扶助論など。京都市で生活保護ワーカー業務に12年携わる。現代における貧困問題や生活保護制度、生活保護運用の課題などを主に研究している。

■新たな不良債権を生む？ —リバースモーゲージ制度の難しさ—

とで額に汗して働き、やっとマッチ箱のような家を手に入れて、その家から子どもを送り出してきた高齢者に対して、「持ち家で生活保護を受けるのはぜいたくだ」というのは、その人の人生をまったく無視するに等しい扱いではないでしょうか。

低所得の高齢者には無年金者が多く、家族の生活を優先して年金保険料を払えなかった人が多いのが現状です。これも国の責任が大きいと言わざるを得ません。現在も国民年金加入者の三〇四割は保険料を払っていないと言われていますから、二十〜三十年先の無年金高齢者をどんどんつくりだしているようなものです。そういう状態をつくりながら、一方で「貧困は個人の問題」というのは、根拠のない説明だと思います。

【竹下】リバースモーゲージ制度は、運用面でもさまざまな難しさを持っています。まず貸付限度額は三百五十万円、つまり居住用不動産評価額（五百万円）の七十％程度ですから、仮に月額十万円（年額百二十万円）借りると三年未満で尽きてしまします。借入金本人が亡くなってから不動産を処分して償還することになっているので、貸付終了時から本人が亡くなるまでの長い期間は法的には「未回収不良債権」になってしまします。もちろん一括償還という方法もありますが、それができるくらいなら借入れはしないでしょう。つまり、リバースモーゲージ制度は、最初から焦げつきを

前提にしているか、もしくは高齢者に対して「借入金を使い果たすまでに人生を終えてください」と言うようなものです。

それに、この制度は不動産がからむので、土地・建物とも同一所有者に属しているか、賃借権や抵当権が設定されていないか、隣接地とのトラブルはないかといった適用審査にかなりの時間を要します。その間の生活保障を棚上げすれば人権侵害となりますし、とりあえずの生活費のためにサラ金に追いやることにでもなれば、本末転倒そのものです。

【吉永】子が離職者支援資金（※註2）を借りて、親が連帯保証人になるケースでは、償還が始まる頃には子の世帯が暮らせなくなり、親の世帯と同居するというケースが増えるのではないかと考えられます。家や年金があるから一緒に暮らせるが、家がなくなれば、一緒に暮らせなくなります。

リバースモーゲージ制度は、生活保護制度の見直しとセットとなっており、厚生労働省は生活保護の資産保有要件を五百万円下げると言っています。したがって、六十五歳以上の人に対しては資産の売却指導がリバースモーゲージによる貸付を受けるかを迫ることになるのではないのでしょうか。

【竹下】生活保護を受けている高齢者を支えることは、社会福祉協議会（以下「社協」）の事業の柱のひとつと思いますが、このこととリバースモーゲージ制度を社協が実施することには矛盾が出てきます。離職者支援資金も生活福祉資金も貸すときにはケー

スワークも含めた人的支援と一体でなければ、うまくいかないということが私の持論です。たとえばリバースモーゲージ制度は、生活保護の法定基準の一・五倍の金額を貸すことができますから、月額十二〜十三万円を貸すことになる。その額で社協が、その人の生活の安定と人間らしさを維持できるだけの生活パターンをつくりだす人的援助までを行うのは難しいのではないのでしょうか。

【吉永】国は生活保護行政の中でリバースモーゲージ制度のケースワークについては何らふれていない状況です。

■本来あるべき生活保障とは —公的責任と地域福祉—

【吉永】審査の煩雑さや償還の難しさなどを考えると、おそらくリバースモーゲージ制度はスムーズに運営できないのではないのでしょうか。それにもかかわらず国が推進しようとするのは、「持ち家の人は生活保護を受けられない」という認識を国民に広げたいからだと思います。しかし、もともと生活保護は資産を保有していても受けられます。現に、昭和二十四年の時点では生活保護受給約五十万世帯のうち三十七％は自家に住んでいたのです。

国は昨年、生活保護の老齢加算を廃止しました。かつての「住み慣れた自家で、生活保護を受けつつ、自立した生活をめざす」という公的扶助のあり方を見直し、生活保

護水準自体を切り下げようとしているわけです。その際に強調されているのが「生活保護費よりも最低賃金や国民年金のほうが低い。いまや逆転しているのでバランスを図るべきだ」という論理ですが、外国の取り組みを調べてみると、これこそ逆立ちした発想なんですね。

たとえばドイツでは、高齢者で生活保護を受ける人はほとんどいません。なぜなら年金で暮らしが成り立つからです。ドイツの失業率は10%ですから、生活保護を受けるのは稼働年齢層の失業者で、彼らは保護を受けつつ生活を再建していきます。

【竹下】イギリスも、高齢者の生活は年金で保障されているので、インカムサポート（最低生活保障制度）を受けるのは稼働年齢層の失業者です。しかも、日本のようなワーキングプアは存在し得ません。最低賃金が高く、就労すれば確実に生活できる社会だからです。それに、稼働年齢層の失業者にインカムサポートを提供する際は、併せて就労指導など二重三重の援助を行い、貸付も含めて個別のニーズにきめ細かく対応しています。

とてもよくできた制度だと思いますが、それを支えているのは、単に運用システムの巧みさだけでなく、市民の中に「貧困は社会全体の問題である。社会的不利益が特定の層に集中しない社会をつくらう」という一定の合意形成がなされているからでしょう。日本の地域福祉を考える時も、「われわれはどういう社会をめざすのか」とい

う観点で考える必要があると思います。

【吉永】日本は公的責任を極限まで削ろうとしています。北九州市で生活保護が受けられなかった男性の餓死事件が起きました。地域福祉における国や自治体の基本的役割は、貧困問題を発見して、最低生活保障につなげることです。しかし、今日の状況がこのまま突き進みますとこの公的責任すら地域の問題にすり替えられてしまう可能性があります。

【竹下】公的責任の問題について、生活保護を含めていえば、今の政治の流れは「国の責任を薄めよう」ということでしょう。今まで公的扶助や社会福祉で行ってきた事業を、いかにして国の責任から外すかにあります。その典型は介護保険制度ではないでしょうか。公的負担と責任を薄める形で介護保険制度をつくり、「共助と社会連帯」の名の下に、国民の負担を求めています。

加えて、現場で起こる問題について「責任は事業者にあつて、保険者に責任はない。保険者は保険料を集めて適法にサービス提供した事業者者に報酬を支払う責任だけを負う」という形で公的責任を薄めつつあります。この流れは、障害者福祉にも持ち込まれようとしているし、それ以外にも広がろうとしています。

【吉永】「生活保護でカバーできない問題は地域で…」というのは無理です。公的責任をきちんと果たさなければ、地域福祉の推進もあり得ないのです。

■低所得問題を地域の課題として住民が共有すること

―社会福祉協議会がその要に―

【竹下】障害者・母子・高齢者など、社会的不利益や客観的ハンディキャップが見えている人たちに対しては、それを支える地域づくりがそれなりに進んできましたが、一方では、貧困層の存在は仕方がないという社会になっていて、「貧困」そのものが大きな社会問題だという認識が共有されていないと思います。それが地域づくりをする上での大きな問題です。もし一定の文化的水準や人間らしい生活を維持することが、地域生活のベースとして共通認識になっていけば、貧困・障害など生活上の困難を抱えた人々の問題解決を前提にした地域づくりや支援ができるはずですよ。

【吉永】社協の要は地域福祉をつくることです。地域福祉を推進するうえで、「貧困は個人の課題」と切り捨てていくわけにはいかないという課題があります。そうした課題の共有化のためにどんな取り組みができるのかを考えないといけません。

今はだれもが貧困に陥る不安を抱え、マスメディアも関心を持っているので、その意味では、本気になって社会保障の充実をめざすチャンスです。ぜひ住民レベルの協働で、前向きに貧困問題に取り組みたいと思います。その要として社協に大いに期待しているという私の立場からは、社協がこの制度の具体化に当たっては、こうした期

待に沿った対応策を探り当てられることを要望したいですね。

【竹下】よく「公助・共助・自助」と言いますが、公助で基礎を支えなければ共助や自助は成り立ちません。いままでお話ししてきたとおり、リバースモーグ制度は、公助の一環としては、問題や課題が山積みされており、お年寄りを地域から締め出すことになりかねません。申請や償還実務は社協に任せたいというのが国のねらいでしょうが、地域福祉を推進する社協としては、住民とのネットワークを豊かにし、だれもが安心して暮らせる地域コミュニティづくりをめざしてほしいと思います。

このままでは、京都府社協がこうした問題性を内包した事業を抱え込まれてしまうことになります。全国的に制度が実施されようとしており、京都府だけが実施しないという選択は難しい状況下ではありませんが、当事者の状況を踏まえ、関係者の意見を汲み取り、慎重に対応すべきであると思っています。

※注1 ワーキングプア

フルタイムで働いても生活保護水準以下の収入しか得られない勤労者。失業者として把握されないのが、公的機関による技能向上のサポートを受けにくく、企業内でも正規雇用労働者に比べて研修などの機会が少ないため、低所得・貧困状態から脱出しにくいといわれています。

※注2 離職者支援資金

生計中心者の失業・廃業による生活困難に対し、生活費を貸付する制度。償還は、通常貸付期間終了後の半年後より開始される。

障害者自立支援法について思うこと⑥

自立支援法施行の中での現状と課題

まいづる福祉会 まいづる作業所 所長 新谷 篤則

自立支援法と当面の経過措置

障害者自立支援法が昨年の四月に施行されました。しかし、その内容に関して様々な準備不足があることから、事業者団体や当事者などから見直しを含めた意見が出され、国も改善策として平成十八年度補正予算と平成十九年度当初予算とを合わせて千二百億円を措置するということが明らかに

なりました。しかし、報酬単価の考え方など制度の根幹は全て変えておらず、三年後の見直しまでの経過措置となっています。逆に言うところ三年後にどんな制度になるのかを、政治や経済の動きも含めて見通すことが大切だといえます。

新体系移行施設は十一・五%

全国社会就労センター協議会（セルフ協）が新体系移行に関わって実態調査を実施しました。それによると会員施設約千五百施

設のうち、平成十九年四月までに事業移行するのは予定も含めて百七十一施設です。知的通所授産施設で平成十八年十月に移行したのは、七百七施設のうち三施設となっています。いかに事業移行していないか。自立支援法というのがいかに障害者施設に“しんどい思い”をさせているかということとを改めて感じる中身になっています。

安心して働き暮らせる社会づくりのために

ただ、今回の自立支援法についてプラス評価として受け止めたい部分は、「障害者の自立を支援する」ということと「三障害（身体・知的・精神）の一元化」ということです。これは私たちが目指している方向性と同じであり、全面的に受け止めたと思います。

逆にマイナス評価は、障害者施策の責任を国が放棄したように見える部分です。こ

れまでの国の責任から個人の責任に転換されるという内容が一番大きな点です。徹底的な財政削減、応益負担により対象者のサービス抑制に大きな拍車がかかっています。介護保険との統合に向けた動きという面では、応益負担制度導入により利用者は全て一割負担が原則となるなど、介護保険と同じ基盤の整備がされたと感じています。例えば障害区分認定やサービス報酬単価はほとんど同一にされています。私たちが一番危惧するのは、介護保険は目標が「高齢者のケア」ですが、私たちの仕事というのは「障害者の自立支援」が目標で、介護の目標とは全く違うものでありながら同じ基盤で整備しようとしていることです。また、事業者が企業参入も可能になりましたが、利益にならない重い障害者が排除されないかなどの不安も残ります。

障害者と施設にとって 今回の自立支援法をどう見るか

障害者にとっては利用料の発生、サービス事業の縮小・廃止という面で、昨年の七月の時点で既に百人を超える方が退所されています。ただこの中で何人かの方は就労しており、そういう意味では、本来はもともそれだけ力があるのに、障害を持った人たちの自立支援をしきれなかった面も否めないと感じます。

特に精神障害の方で「働く場なのに利用料を払うことが理解できない」「給料より高い利用料を払うことが理解できない」ということでずいぶん悩んでおられる方が多く、ひきこもりになってしまおう方が増えています。

また、利用料に見合う十分な所得保障が見えてこない問題もあります。重度障害の方（仕事になじみにくい）についても自立の支援策が見えてきていません。

精神障害の方についても、国は全国の精神科ベッド数を七万床減らして七万人を退院させるということを十年間で実施する方向ですが、そのためのグループホームや作業所など地域での受け皿が一切保障されていない問題があります。障害者自身の願いや思いを本当に大切にできる制度かどうかは今後問われています。

施設にとっては、やはり大幅減収の問題があります。年間でだいたい一施設千四百万円、大きい法人では五千万から一億円近

ぱらっとホーム

い減収になるのではないだろうか。そのしわ寄せは職員や利用者に転嫁されることになります。すでに事業所を廃止しているところも出てきています。本来は障害者が自立して地域で生活していくことが施設に与えるのねらいであり、将来的に施設がなくなるのが望ましいと思いますが、現実には施設や制度施策を生かすために職員

や障害者が犠牲になっていると感じます。

当事者の願いを大切に どのようなネットワークを築くのか

三年から五年後の状況をどう判断するが、その時点ではあらゆる激変緩和策が見直されることになるので、自立支援法の行く先

がどうなるのか、介護保険への統合も含めてしっかりと見定めていかなければならないと思います。どこに住んでいても障害を持った方が、安心して働き暮らしていけるという観点から、対策を打つことが必要だと感じます。予算的にできないということから考えるのではなく、誰と手を結んだらそれが可能になるかという人的なネットワ

ークをどう組むのかも課題だと思います。ただ大事なことは、制度がどう変わろうとも法人の本来の目的・理念はなんら変わるものではないということです。障害者の願いや思いの実現を優先させながら今後歩んでいきたいと思っています。

近年、離婚率の上

の要望や父子家庭の組織化を進めています。

との案内も受けていました。

熱く高まってきました。

昇などに伴い、一人親家庭が増えている中で、お父さんがお子さんを養育する父子家庭も増加傾向にあります。そのような状況の中で、京都府内では現在七ヶ所

京都府内の父子(福祉)会の中心的な役割を担う舞鶴市父子会会長慶本喜成さんに、これまでの父子(福祉)会の歴史や役割、今後の展望についてお話を伺いました。

慶本さんは、舞鶴での父子の交流会のチラシを見て行こうか悩んでいる時、「友達ができるかもしれないので参加してみたい」という娘さんの言葉に後押しをされ、交流会へ参加。参加してみて「同じような悩みを持つ人同士と継続的に話をしてみたい」と思うようになり、二回、三回と催しに参加されました。回数を重ねるごとに、日頃の悩みを共有しあい、父親同士の仲が深ま

平成四年十二月、舞鶴に京都府内で初めて父子会が誕生。地元舞鶴の行政や民生委員、社協が協働して父子家庭の様々な交流の積み上げを通じて、ここに「人とのつながり」から父子会が産声をあげました。

府内では現在七ヶ所(福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、亀岡市、城陽市、京丹後市)で父子(福祉)

人とのつながりから
父子(福祉)会誕生へ

の悩みを共有しあい、父親同士の仲が深ま

人のつながりを重視した活動へ

会が存在し、父子の交流や学習、研修を通じて父子施策充実

「忘れもしない」と表情を緩めて慶本さん。平成四年夏、舞鶴市社協の職員から「広島で父子福祉の全国大会が催されるので参加してみないか」と誘いがあったそうです。その前に、「舞鶴市で父子の方を集めて交流会を開催するから一度顔を見せて欲しい」

全国大会で、他の地域での父子会の実践報告や父子の人達との交流を深めることで、

静かな口調で「最初は父子会の認知度が低く五人で始まったよ」と。当時の父子会の役員が手紙やチラシを作って、父子会への加入の呼びかけに走り回りました。問い合わせがあった人達へは、活動の主旨や人のつながりの大切さについて直接出向いて説明を行い、父子会に加入してもらったそうです。平成十九年二月

京都府内の父子の活動を

社会へ広げつなげていきたい

父子会設立から十五年 過去、現在、未来を見据えて

舞鶴市父子会会長 慶本 喜成さん

「舞鶴市でも父子会を立ち上げ、活動を展開していきたい」と慶本さんの想いは



お祭りや病院などのイベントで、「焼き竹輪」を出店し、舞鶴父子会ののぼりを掲げてPR活動をしています。「少しでも地域で身近な存在になりたい」「父子会を知ってほしい」という思いが、風に揺らぐのぼりに込められています。

活動のスタイルは 父子の温かいふれあい

舞鶴市父子会では、毎年、事業計画を練り、芋掘りやボーリング大会、バーベキュー等様々な事業を展開しています。その中でも人気のあるのは芋掘りです。

加も減少するなど、会運営の苦労は尽きません。

慶本さんは、父子福祉を支援する地元関係者に「近くに父子家庭で悩んでおられる人がいたら是非、自分を紹介して欲しい」と伝えていきます。仕事が忙しい中でも時間を調整し、出向いて話を聞くそうです。「当事者同士で目を見て話をすると、心が開かれ、関係が築かれていく」。そう思いが十五年経過した今でも慶本さんが地元関係者から頼られるゆえんです。

父子会をアピールするために、地域の

に情報を発信して活動をしていくことだ」と慶本さんは語ります。

京都府内における 父子福祉会を代表して：課題・目標

「京都府内に七つある父子会が地域性を踏まえ、独自で事業を展開するのは良いこと。父子会同士で悩みや思いを共有するため、

今後は、座談会等を企画し、他の父子会とも連携を図りながら交流を深めていきたい」と舞鶴だけでなく京都府内全域を見据えた活動を構想されています。

「父子会の課題は何ですか？」の問いに「新しい会員を増やし、地域における父子のリーダーを育成すること」と挙げられました。

どちらも簡単に解決できることではなく、今後も各父子会が力を注いでいく長年の課題でもあります。

最後に今後の目標を尋ねたところ、「会長の任期中に、あと二、三ヶ所の父子会を京都府内で誕生させたい。そのために『父子会を設立したい』という要望があれば各地に出向いて話をしたい」と語られていました。

京都府内で父子会が誕生してから十五年。当時十歳であった娘さんも今年で二十五歳。舞鶴市のみではなく京都府内、全国に父子活動を発信し、活動が停滞している父子会・父子福祉活動にもう一度新しい風を吹かせるために、更なる挑戦は続きます。



勇気ある一歩を 支える「安心」

ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

ボランティア・福祉活動等行事保険

福祉事業総合補償制度 まごころワイド

問合わせ・申込先

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375
TEL 075-252-6295

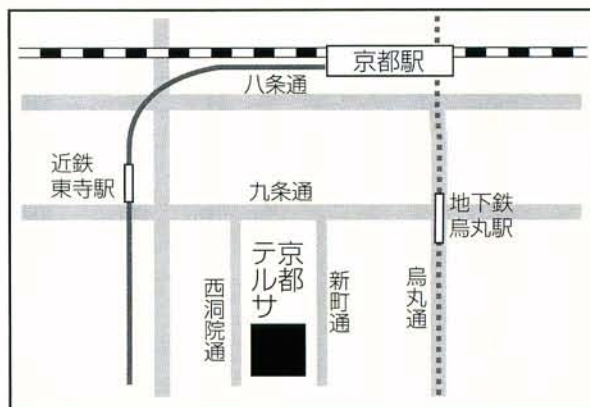
取扱代理店 株式会社エスアールエム
専用ダイヤル 075-822-8613
引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社

京都府母子家庭等自立支援センターの移転のご案内

京都府母子家庭等自立支援センターは、京都テルサ（南区）に移転し、京都ジョブパークに入ります。事業の実施は社会福祉法人京都府母子寡婦福祉連合会に移管されることになります。

京都府社会福祉協議会は、京都府の委託を受けて平成15年6月にこのセンターを創設し、登録者の就業相談や求人情報・各種講習等の情報の提供、セミナーの開催を実施してまいりました。今後とも登録者のご相談に応じていただくよう、今までの成果を新しいセンターに引き継いでいきたいと思っております。

◆移転先
京都テルサ
京都市南区新町通九条下ル京都府民交流プラザ内
京都府母子家庭等自立支援センター



京都府母子家庭等自立支援センターの移転に関するお問い合わせ先
京都府生活福祉室 TEL 075-414-4585

社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

社会福祉施設の
さまざまなリスクに対応

● 安全・健全な施設運営のために! ●

プラン1

施設の業務中事故 賠償補償

- 法人業務を包括的に補償
- 賠償責任を負わない際の
見舞補償も充実

プラン2

滞在型施設利用者 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症（熱射病・日射病）も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

プラン3

通所型施設利用者 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問
- 熱中症（熱射病・日射病）も対象
- 他の保険とは関係なく支払い

プラン4

施設送迎車搭乗中の 傷害事故補償

- 施設の過失の有無は不問

プラン5

施設職員に対する3つの補償

- 全職員対象の政府労災上乗せ補償
- 役員や実習生を対象とした傷害事故補償
- 常勤・非常勤職員を対象とした
感染症罹患事故補償

プラン6

施設の什器・備品 損害補償

- 施設の現金等も対象

プラン7

個人情報漏えい対応補償

個人情報の漏えいによる法律上の責任を負った場合
（恐れのある場合も含む）の損害賠償金額を補償します。

補償 内容

第三者への損害賠償

法律上の損害賠償金
弁護士費用等の争訟費用

ブランド価値のき損を防止・縮減

謝罪会見・広告・文書費用 クレーム対応費用
見舞品購入費用 コンサルティング費用

この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約（「賠償責任保険」「傷害保険」「労災総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」）です。

詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします。

団体
契約者

社会福祉法人

全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

〈引受幹事保険会社〉株式会社 損害保険ジャパン

作成日 平成18年3月27日 SJ05-13974

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

URL <http://www.kyoshakyo.or.jp>

（注）本会へのご意見等は、上記URLの「お問合せフォーム」を通じてお寄せください。